

長泉町ブランドシンボル活用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長泉町ブランドシンボル（以下「ブランドシンボル」という。）の活用に関し必要な事項を定め、当該活用によって、町民の長泉町（以下「町」という。）に対する愛着や誇りを醸成するとともに、町の魅力やイメージを町の内外に発信し、もって長泉町都市ブランド戦略の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 ブランドシンボルとは、長泉町都市ブランド戦略で定めるブランドメッセージ及びロゴマークをいう。

(活用の基準)

第3条 ブランドシンボルの活用は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町のブランド化に寄与するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 町を広くPRしようとするもの

イ 町のイメージアップを図るもの

ウ 町民が主体となるまちづくり、地域づくりに関するもの

エ 広く町民が参加できるもの

(2) 法令等に違反しないもの又は違反する疑いのないもの

(3) 政治的又は宗教的でないもの

(4) 公序良俗に反しないもの又は反する疑いのないもの

(活用承認の申請)

第4条 ブランドシンボルの活用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、長泉町ブランドシンボル活用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

(活用の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、長泉町ブランドシンボル活用承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(活用上の遵守事項)

第6条 前条の規定により承認を受けたもの（以下「活用者」という。）は、ブランドシンボルを活用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容や用途にのみ活用すること
- (2) 町長が別に定める仕様に従って活用すること
- (3) 商標登録、意匠登録等ブランドシンボルに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと

(活用料)

第7条 ブランドシンボルの活用料は、無料とする。

(活用に係る報告等)

第8条 町長は、必要があると認めたときは、活用者に対し、活用承認を受けた事項に係る報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示を行うことができる。

(活用承認の取消し)

第9条 町長は、活用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、長泉町ブランドシンボル活用承認取消通知書（様式第3号）により、第5条の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 法令等又はこの要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき
- (3) その他町長が不適當であると認めたとき

(責任の所在)

第10条 前条の規定による活用承認の取消し又はブランドシンボルの活用により、活用者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の賠償の責任を負わないものとし、活用者がその責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ブランドシンボルの活用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。